原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄 (公印省略)

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項に おいて準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき,下記のとおり新型転換炉原 型炉施設の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新型転換炉原型炉ふげん

所 在 地 福井県敦賀市明神町3番地

三 発電用原子炉の名称

名 新型転換炉原型炉施設

四 変更に係る事項

平成20年2月12日付け平成18・11・07原第4号をもって認可を受けた後,別紙1のとおり変更認可を受け、別紙2のとおり変更を届け出た新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別紙3のとおり変更する。

- 5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設
- 7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置,構造及び設備 並びにその性能,その性能を維持すべき期間
- 10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

五 変更の理由

- (1) セメント混練固化装置の詳細設計が完了したことから、主要な仕様を性能維持施設に反映する。
- (2) 原子炉補機冷却系の代替冷却装置の詳細設計が完了したことから、冷却方法等を追記する。
- (3) ユニット型空気圧縮機を導入するため性能維持施設に追記する。
- (4) この他、規則名称等の変更を反映する。

変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備考
平成30年5月10日	原規規発第1805108号	使用済燃料の譲渡しを含
		む廃止措置計画の変更,
		保管区域の設定場所及び
		容量の明確化等に伴う変
		更。
令和元年7月22日	原規規発第1907223号	設備維持管理等の変更及
		び放射性気体・液体廃棄
		物の放出量の実績値反映
		に伴う変更。
令和3年5月14日	原規規発第2105141号	新検査制度への移行に伴
		い、性能維持施設に関す
		る事項の追加、品質マネ
		ジメントシステムに係る
		事項等の追加に伴う変
		更。

変更届出の経緯

届出年月日	届出番号	備考
平成24年 3月22日	23原機(ふ)516	使用済燃料搬出期間の5年 繰り延べ,廃止措置完了 時期の5年延長に伴う変 更。
平成27年 4月27日	27原機(ふ)072	組織名称及び本部住所並 びに理事長交代に伴う変 更。
平成30年 4月2日	30原機(ふ)002	組織改編に伴う組織名称の変更。

変更前	変更後	備考
5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法	5 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法	
		・変更なし
5.1 廃止措置の基本方針	5.1 廃止措置の基本方針	
新型転換炉原型炉施設の廃止措置は,以下の基本方針の下に,「核原料物質,核燃料	新型転換炉原型炉施設の廃止措置は,以下の基本方針の下に,「核原料物質,核燃料	
物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。),「核原料物質,核	物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。),「核原料物質,核	
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」、「研究開発段階にある発電の用に供する	燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」,「研究開発段階にある発電の用に供する	
原子炉の設置,運転等に関する規則(平成 12 年 11 月 6 日総理府令第 122 号,平成 17 年	原子炉の設置,運転等に関する規則(平成 12 年 11 月 6 日総理府令第 122 号,平成 17 年	
11月22日改正及び平成30年8月21日改正)」(以下「開発段階炉規則」という。)等の	11月22日改正及び平成30年8月21日改正)」(以下「開発段階炉規則」という。)等の	
関係法令の遵守及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度	関係法令の遵守及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき,線量限度	
等を定める告示」(以下「線量告示」という。)等の関係告示の要求を満足するように行う	等を定める告示」(以下「線量告示」という。)等の関係告示の要求を満足するように行う	
とともに, 原子力安全委員会指針である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考	とともに,原子力安全委員会指針である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考	
え方(平成13年8月6日一部改訂)」に適合するようにする。	え方(平成 13 年 8 月 6 日一部改訂)」に適合するようにする。	
(1) 新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、施設周辺の一般公衆及び放射線業務従事者	(1) 新型転換炉原型炉施設の廃止措置は,施設周辺の一般公衆及び放射線業務従事者	
に対し,「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を遵守するとともに,	に対し,「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を遵守するとともに,	
ALARA の基本的考え方に基づき、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減する	ALARA の基本的考え方に基づき,合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減する	
よう、適切な解体撤去方法・手順及び核燃料物質による汚染の除去方法・手順を策	よう、適切な解体撤去方法・手順及び核燃料物質による汚染の除去方法・手順を策	
定して実施する。また、解体撤去等に伴い発生する放射性廃棄物の処理・処分につ	定して実施する。また,解体撤去等に伴い発生する放射性廃棄物の処理・処分につ	
いても同様とする。	いても同様とする。	
(2) 廃止措置期間中において,保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理する	(2) 廃止措置期間中において,保安のために必要な原子炉施設を適切に維持管理する	
とともに,放射線管理及び放射性廃棄物管理は,原子炉運転中と同様に関係法令及	とともに,放射線管理及び放射性廃棄物管理は,原子炉運転中と同様に関係法令及	
び「線量告示」に適合するようにする。	び「線量告示」に適合するようにする。	
(3) 廃止措置に係る工事等を安全・確実に行うために、装置を導入する場合は、それ	(3) 廃止措置に係る工事等を安全・確実に行うために、装置を導入する場合は、それ	

変更前	変更後	備考
らの装置の機能等に応じて日本産業規格等の規格及び規準に準拠する。	らの装置の機能等に応じて日本産業規格等の規格及び規準に準拠する。	
これらの導入する装置は、専ら廃止措置のために原子炉周辺設備解体撤去期間以	これらの導入する装置は、専ら廃止措置のために原子炉周辺設備解体撤去期間以	
降に設置する装置であり、原子炉運転中における考慮すべき施設・設備の事故やこ	降に設置する装置であり、原子炉運転中における考慮すべき施設・設備の事故やこ	
れに起因する放射性物質の環境への大量漏えいの危険性と比較し,「添付書類4	れに起因する放射性物質の環境への大量漏えいの危険性と比較し,「添付書類4	
廃止措置中の過失,機械又は装置の故障,地震,火災等があった場合に発生すると	廃止措置中の過失,機械又は装置の故障,地震,火災等があった場合に発生すると	
想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に記載のとおり、これらの	想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に記載のとおり、これらの	
装置を含めた施設・設備のリスクは低いものの,廃止措置のために導入する装置は,	装置を含めた施設・設備のリスクは低いものの,廃止措置のために導入する装置は,	
安全確保対策として、事故防止対策はもとより、ALARA の基本的考え方の観点から	安全確保対策として,事故防止対策はもとより,ALARA の基本的考え方の観点から	
被ばく低減対策,漏えい及び拡散防止対策を講じるために,遮へい機能,漏えい防	被ばく低減対策、漏えい及び拡散防止対策を講じるために、遮へい機能、漏えい防	
止機能等を備えたものとする。	止機能等を備えたものとする。	
(4) 原子炉施設の建屋強度を考慮して,各建屋を適切に維持管理するとともに,適切な解体撤去方法・手順等を策定し,廃止措置を実施する。	(4) 原子炉施設の建屋強度を考慮して,各建屋を適切に維持管理するとともに,適切な解体撤去方法・手順等を策定し,廃止措置を実施する。	
(5) 廃止措置の実施に当たっては、上述の(1)から(4)に係る保安のために必要な措置	(5) 廃止措置の実施に当たっては、上述の(1)から(4)に係る保安のために必要な措置	
を「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に定め、	を「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に定め、	
これに基づき適切な品質 <u>保証活動</u> の下に保安管理を実施する。	これに基づき適切な品質 <u>マネジメントシステム</u> の下に保安管理を実施する。	・保安規定との整合
そのほか、新型転換炉原型炉施設の廃止措置を通して得られる知見や経験は、今	そのほか、新型転換炉原型炉施設の廃止措置を通して得られる知見や経験は、今	
後の原子力施設の廃止措置等においても有効に活用できる成果であり、新型転換	後の原子力施設の廃止措置等においても有効に活用できる成果であり、新型転換	
炉原型炉施設を利用した研究開発等の実施を含め、関係機関と連携をとりつつ技	炉原型炉施設を利用した研究開発等の実施を含め、関係機関と連携をとりつつ技	
術協力と技術成果の公開に努めていく。	術協力と技術成果の公開に努めていく。	
2 廃止措置対象施設の解体方法(省略)	5.2 廃止措置対象施設の解体方法(変更なし)	

変更前	変更後	
5.3 新型転換炉原型炉施設を用いた研究開発(省略)	5.3 新型転換炉原型炉施設を用いた研究開発(変更なし)	
5.4 解体撤去物等の扱い(省略)	5.4 解体撤去物等の扱い (変更なし)	
5.5 解体撤去に係る安全確保対策(省略)	5.5 解体撤去に係る安全確保対策(変更なし)	
図 5-1 解体撤去の工事等の主要な手順〜図 5-2 新型転換炉原型炉施設の廃止措置終了後の	図 5-1 解体撤去の工事等の主要な手順〜図 5-2 新型転換炉原型炉施設の廃止措置終了後の	
状態(省略)	状態(変更なし)	
表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (1/15) ~表 5-2 廃止措置のために導入する	表 5-1 廃止措置対象施設の解体撤去の工事方法 (1/15) ~表 5-2 廃止措置のために導入する	
各装置に対する安全対策の設計方針 (2/2) (省略)	各装置に対する安全対策の設計方針(2/2)(変更なし)	

変更前	変更後	備考
6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設	6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設	
6.1 廃止措置期間中の原子炉施設の維持管理(省略)	6.1 廃止措置期間中の原子炉施設の維持管理(変更なし)	
6.2 性能維持施設の施設管理(省略)	6.2 性能維持施設の施設管理(変更なし)	
表 6-1 性能維持施設 (1/11) ~表 6-1 性能維持施設 (5/11) (省略)	表 6-1 性能維持施設 (1/11) ~表 6-1 性能維持施設 (5/11) (変更なし)	

			変	更前	ij										変	更後						備考
旅	l	I	1	1	ı		I	1	祭業 各級 機能 である 外級 機能 である 外級 機能 である 外級 機能 の 中 大部 御知 数 低 水 一 日] I	9. 多多	1	1	ı	1	1 1	1		 - 	行子等議権が担 での原業が登機 関係が発送を 関係がある 関係がよれる 関係によって を はない、 がは、 がは、 がは、 がのがある がのがある がのがある がのがある がのがある がのがある がのがある がいい。 がのがある がのがまる がのがまれる がにしたが等が知 がのでして、 がのがまる がのがまる がのでして、 がのでして、 がのがまる がのでして、 がのがまる がのでして、	i I	・原子炉補機冷却系備考欄に
推持管理後の解 イギューがは出	平省十二品 5年的 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	原子/70本体解体撒 去期間	原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体撒去期間	建屋解体期間	原子好周辺設備解体撤去撤去期間	公公公司 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		維持管理後の解	体者手口脂碎期 原子每本体解体 撤去期間	原子每本体解体 搬去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体 撤去期間 原子炉本体解体	撤去期間 建屋解体期間		原子炉周辺設備 解体撤去期間	所子》用以配价	•	代替冷却装置を導入する対象 設備の冷却方法を追記する。
開業がくず救機	「筒の維持完了まで	%処理維屋排気筒の維 *実で	復水器冷却水放水路の維持 完了まで	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各種屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	育然料の施設外への機 まで	原子炉建屋の管理区域の解除完工まで(原子炉建屋解体に進ぎる)	ている重水の抜出完	鈴偏ごとの代替洛却設備の 供用開始まで	 	開開・本・一日間	気筒の維持完了まで	薬物処理建陸排気筒の維 空丁まで	帯冷却水放水路の維持 まで	<u>継屋及び構築物の汚染の</u> 3去工事完了まで	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで 使用済燃料の施設外への搬	出完了まで 原子炉建屋の管理区域の解 除完了まで(原子炉建屋解		ている重水の抜出完	との代替冷却装置の 開始まで) -	・代替冷却設備から代替冷却装置に名称を変更する。
秦	警察数/行び撃後設定値及5代の 誘送範囲内で発生し、弊報が正常、主持参 に動作すること	が発生物質の豪度を測定できる 発展であること 地震数価において警報が発信 お光丁式で する状態であること	・女学性を質の議長を割定である ・女郎におろい ・学教芸の個にないて警報が発信 所しま ・方女親にもろいた	名様園 気象観測データが記録できること 除去3	警験動作値が警察設定値及びそ 各種屋の設施範囲内で落生し、警報が正 除土1 第に動作すること	発電所周辺地域の環境モニタリン (使用3 プを行えること 出完了	放射性物質が漏えいするような有 原生植織がない状態であること 放射線障害の防止に影響するよう に発射に影響するように、 には できるな損傷がない、状態であることに、 は	があっている。	運転量が基準値を滞足い。各部の整備 重転状態に異常のないこと 供用用	•	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	・警報動作が警報股圧値及びその 路差範囲内や発生し、警報が正常 主排 に動作すること	が放射性物質の濃度を測定できる 状態であること ・撃解設を値において警報が発信 特定 する状態であること	が春仕世が質の機関を測定できる 光確でから、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ダ条機割データが記録できること 除去:	・整体動作値及びそ 各種 の影影範囲内で発生し、警報が正 除去 終に動作すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ガを行えること ・放射性物質が濁えいするような有 意な損傷がない状態であること ・放射薬障害の防止に影響するよう 除光	あかない状態でめるこ	J庁級1 アまマ	選集をありませんを満足し、各所 投稿 の選帳状態に異常のないこと (共用		表色に石がと及文がある
- 2 (6/11) (4/11) 機能維持施設 (6/11) 機能維持の方法	点体・校正及び警報動作状態の確認 により機能を維持する	点後・校正及び警報動作状態の確認 : にいる (1988年 1987年 1988年 1988	 子る	点検・校正により機能を維持する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	点後・校正及び警戦動作状態の確認 により機能を維持する	点検・校正により機能を維持する	外観点使により機能を維持する	機能を維持	発送の運転状態の確認により機能を推・ 持する		維持施設 (6/11) 編688445の十注	点検・校正及び警報動作状態の確認 により機能を維持する	点像・校正及び警報動作技能の確認 により機能を維持する	点検・校正及び警報動作状態の確認 にい機能を維持する	点検・校正により機能を維持する	点像・校正及び警察動作状態の確認 により機能を維持する 自動・校下により機能を維持する	外観点後により機能を維持する	外観点検により機能を維持する。	外観点検により機能を維持する	系統の選続状態の瞬間により機能を維 神する		
表6-1 任績要求される雑命	所待服務	語 養養 新		監視機能	監視機能	監視機能	漏えい防止機能 遮へい機能 満えい防止機能		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		表6-1 性能維持施設 第6-1 性能維持施設	監視機能	監視機能	監視機能	監視機能	監視機能器和機能器	涌えい防止機能 湖へい機能	漏えい防止機能 進つい機能	貯藏機能	1958 美华· 1888 (1833)		
数值 維持心數 化面 構造學	ダストルコタ ・位職・実験信のようか・題 ・位職・実験で置かりか。 ・空間・電子を発出器 ・空間を用していい。2・1 ・デアルルートの。4・1 ・機数・16年 エッケー ・機数・16年 エッケー ・一位機 実施 第 モッケー ・・空間・13.5×10 ² ~ 3.5×10 ² * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	無業令の国権商学気能キーダイスも1分 イスも1分 (14) 1分 (14) 1分 (14) 1分 (14) 1分 (14) 1分 (15) 1分 (15	放水橋モニタ ・	気象鯛測装置記録計・基数:1台・ ・基数:1台 ・位置:中央制御室	キュタリングポスト ・構教:1台 ・位置: 編集:1台 ・確置: Nat(TI)シンチフーツョン ・単連絡囲:10~10° n.Gy/h	車載放射線測定器 ・基数:一式 直径36m,高さ64mの上下部線付き円筒	型鋼板製 ・	、位置、原子疗律量 基次:精 、基效:精 、一种、一种、一种、一种、一种、一种、一种、一种、一种、一种、一种、一种、一种、	· 中型:7001 X 248 基数、1基、1001 X 248 基数、1基、用于作者的基础内 (重要、用于作者的等位方 原子产者联系为力がバンプ 主数、16 · 在数、16 · 在数、16 · 在数、16 · 在数、16 · 在数、16 · 在数、16 · 在数、17 · 等量:1,248 m.7h.		如於聲(即八)指字時報:即八日	ダストホータ ・研験:10年 ・保険:20年 ・保険:30年 - タム線 ・機関:30年 - 30年 -	Ba 離隔排気筒ホニタ ((TI) ツンチレーション 11.0 ⁻¹ ~10 ⁻⁸ s ⁻¹ ************************************	・平台衛用:3.5×10*~3.5×10* 板水番ボッタ ・爆撃:1か ・行魔: 職卒 ・無難:20(T)シンケーンョン	Figural 10 ~ 10 \$ 10 \$	市 中 カリング ボスト ・ 元報:16 ・ 行階: 題々 ・ 衛星: MAT(T)シン・ア フーンョン ・ 単型 衛星: 10~10° nGy/h 手模 技術 発恩 近常	・基数:一式 直径36m,高さ64mの上下部鎖付き円筒 型網板段 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋	(数) コングリート音・ 基数:1基・ (位置:原子が建屋 重水貯槽 また・ 1 まき・ 1 まき・ 3 まま・ 3 まま まま・ 3 まま まま 3 ままま 3 まま 3 ままま 3 まままま 3 ままま 3 ままま 3 ままま 3 ままま 3 ままま 3 まままま 3	· 海袋: 238 · 位置: 原子/新助建屋内 · 種類: 横置円筒形 · 容量: 75m ³ ×2基	所子好精機冷却熱交換器 - 基数:1基 - 位置: 用子等制的整體內 - 衛衛 使置 門 多等式 所子的 一		
発	ı	ı		ı	I				1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	I	1	I	ı	1 1			_	ı		
福報) 學径	主排気隔モニク	発展もの単等阻井が面かった	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	Awwww.marman.c.c., n 本原子力発電株式会社 教質発電所兼用のものを 除く)	固定モニタリング發備(た だし、日本原子力発電株 式会社教貿発電所兼用 のものを除く)	射能観測車)	原子疗格納容器 外国3/21-14群	製	原子炉箱機浩却水ポンプ		图 48. 野人郎	主排気筒モニタ	廃棄物処理建歴排気筒 モニタ	復水器冷却水放水路の 放水槽モニタ	気象観測股備(ただし、 日本原子力発電株式会 社教質発電所兼用のも のを除く)	固定モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社教質発電所兼用のものを除く) 放射能観測車(無線装	置付) 原子炉格納容器	外周コングリート壁	重水貯槽	原子が静機冷却水ボン		
設備等の区分		圏外管理用の主張な設備					施	迪 木系	原子好補機為刼茶		◇ア 凶 い 別の 朝中 信息		屋外管理用の主要な 設備				規集		重水系	原子如雜機冷却采		
斯 整数区分		放射練管理施設					原子炉格納施設		- 大ら色原十谷の客 麻糖数		公司健康		放射線管理施設				原子炉格納施設			その他所子持の 附属施設		

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

				変	で更前										変更後					備考
無	探禁機能停止後, 6 7 5 744% 6 143	K 子子音を示する 様分数部スクスス レインや宇囲かや。				I				40 181	小 中	除熟機能停止後, 額 原子が補機浩劫系 劉交振器、インシス ラインを計画する。	- E		- E	ı	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\$\frac{1}{2}		
維持管理後の解 体管手可能時期	雅·力·黎·力·十四·不 	顷十万平今群今周 长期間	原子伊本体解体制 去類間		原子 / 李本体解体制 去期間		原子炉本体解体散 去期間	原子炉本体解体制 去期間		推持管理後の解	体着手可能時期	原子炉本体解体剂去期間	原子护本体解体提		原子炉本体解体* 去期間		原子炉本体解体 排 去期間	原子伊本体解体抗去期間		
維持すべき期間	原子存植機治却家の戦権に との代替治対影備の供用関 始まで	重水系・ヘリウム系解体撤去 工事並びがに原子炉倒壊及び 生体懲ヘい体解体散去工事 完了まで	原子が建盟の汚染の除去工		佐の株式の国際協会を 東京の東京の国際協会を 東京の東京の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		原子炉補助建歴の重水系・ ヘリウム系解体散去工事完了 まで	無大派・ヘリウム系解存能士 上等社でに属する暗線及び 上存金でに属する暗線及び 光寸まで		HE 84-5 % 1-17-140	権行うへおと同原子が指権の対策に対して主義を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を	- JD A A 条 に 原子な () 体解体	光』また 原子が韓國の汚染の除去工 寿着手前宝で		原子が補助権国の汚染の除去工事者手前すで		原子/存補助建島の重水系・ へりウム系解体権去工事完了 まで	■水系・つりル系解体療は 上本並びに原子が確康及び、 光子が 光子が 光子が 光子が 光子が 光子が 光子が 光子が またが 光子が またが 光子が またが またが またが またが またが またが またが またが またが また		・代替冷却設備から代替浴装置に名称を変更する。
布	# # #	・講覧ない。 や部ので では、 からので できない ない できない はん	素效ファン及び確致ファンの運転に に発生がない光穏であること			:	- 治気のアン、排気のアンスのひつび等の運転に異常がない状態であること			# ±	題	·運転量が基準値を満足し、各部の 運転状態に異常のないこと	他をレイン及び特殊レインの通常 活験レイン及び特殊レインの通常 に異常がない。実際であるい。				- 治気ファン、排気ファン及びプロア等の運転に異常がない、状態である こと			
S維持施設 (7/11) 機能維持の方法	系統の運転状態の確認により機能を維 持する	・ 系統の運転状態の強調により機能を維 持する	※画機・排画機の運転状態の確認によ 2機能を推荐する	外観点検により機能を維持する	送風機・捧回機の運転状態の強弱によ 2機能を推持する	外観点検により機能を維持する	送 画機・ 排 画機の運転状態における負 、 圧確 部 により機能を維持する	系統の運転状態の確認により緩縮を維 持する	外観点検により機能を維持する	施設 (7/11) 	機能権持の方法 系統の運転状態の確認により機能を維		送風機・排風機の運転状態の確認によ)機能を維持する	外観点後により機能を推荐する	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	外観点検により機能を推持する	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	系形の運転状態の確認により機能を推 時する	外製点途により機能を推停する	
表6-1 性能要求される機能	2000年	希釈 放出機能	空気 净化聚酯 试聚防止蒸配	改出低減機能	的战争七秦韶村教历上秦韶		立散防止機能	3.田低減機能	貯蔵機能 放出低減機能	\$6-1 性能維持施 而分本的 2 機能	W × C7 25 装置 ・ 大 C7 55 装置 ・ 大 C7 55 装置	条 彩 放 出 機 能	空気浄化機能 比較防止機能	效出低減機能	空気冷化機能 拡製防止機能	対出低減機能	坎散防止機能	效出低減機能	付 蔵機 能 效出低減機能	
职備, 維持台教, 位置, 構造等	原子戸補務を担衛を表ンプ・連数:16 ・連数:16 ・位置:原卒 ・編題:1万を発売さい。 ・編題:1万を発売さい。 ・本申:1650m3.75	年 1,1950m/71 原子 6 1,1950m/71 基数:15 心管 度加・ ・ 管量:1,1550m ² /5 ・ 等量:1,1550m ² /5	送賣機 ・世界で在銀路園内 ・佐園・原子存在銀路園内 ・ 企園・建立型へかト配動 ・ 企業・30,000m,7n ・ 世界では ・ 世界では ・ 一様の ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	- ハイルタニーント ・基地・1車 ・位置・原子を補助建国内 ・位置・原子を補助建国内 ・一・一・一・一・ ・一角 ・一内臓 ・一个のの。) ・一个な量・50,000m ³)		フィルタュニット ・ 機能 (2) ・ (2) ・ (2) ・ (2) ・ (2) ・ (3) ・ (4) ・ (4) ・ (4) ・ (4) ・ (5) ・ (5) ・ (6) ・ (7) ・ (7) ・ (7) ・ (8) ・ (7) ・ (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	で置きないのです。 ででは、アンリンム系を室 ででは、原子を補助建屋内	プロブ ・ (中間) 原子 (中国 東京 東京 東京 大工 日本 東京 大工 日東 金属 大工 日東 金 シュ ・ 参奏 1.1110 Na 7 h 現第 2 まままままままままままままままままままままままままままままままままま		明代を発生を発えている。	政制、権持つ後、22単、権済を関係を対策を対して、権数:14年・位置:屋外・位置:屋外・	・種類・1.560m ³ /h ・単数:1.650m ³ /h 原外を構築も増棒なポンプ ・団種:100m ³ /h ・ 一位性:100m ³ /h ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		- 谷童:30,000m*/h - 万/かタニント - 語教:14 - 古教:14 - 佐暦:原子が補助権服内 - 佐暦:アンイルター、高柱能フィル ター石酸。	本義:20700001/11 ・	フィルタユニット ・	· 容量:126,600m ³ /h 重水系及びヘリウム系各室 ・位置:原子炉補助建屋内	プロス 出鉄11台 心面: 原子存補助建國内 ・指載7. で型達心式 等量1.1100m/h ・場数. 2基 ・位置 原子存着的維羅内 ・位置 原子存着的維羅内 ・音数. 2.2m	収集タン7 - 基数:1 基 - 位置:原子が補勁障闘内 - 容量:2.5m2	
名祭		I	ı		I			常用ガス処理系		# A	Š	ı	ı		1		•	常用ガス処理系		
(衛隆)	4	京十岁 輪離 発生 大番子 光イブ	原子疗憩围物気采				原子妇補對系統換気系	Th.		(当年) 迎保	(五) () () ()	原子庁権機為却系統水ボンプ	原子存離國際為気染				原子炉補助系統換気系	755		
設備等の区分		確水系			#		_			ハンケ 独組 年	政備寺の区分	每次系			8.5点改编					
施設区分					その他原子炉の除馬施設					\\ \(\sigma_1 \) \(\text{up-spp} \)	Metx Aグ	<i>э</i> с	•		麻施設 麻施設 をつめに原子がの配					

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
表 6-1 性能維持施設(8/11)~表 6-1 性能維持施設(9/11)(省略)	表 6-1 性能維持施設 (8/11) ~表 6-1 性能維持施設 (9/11) (変更なし)	

変更前												変更後														備考
施	I	I	対象エリア内の施 野解体散去着手時には、当該自動人 次報知設備の供用 参修にする	24年17月の施 対象エリア内の施 設解体散去着手時 には,当該水消火 設備の供用を停止		ı	1	ı	使用資務差額田北 「までは、レベン」 の発射在路兼物を 業質はピートで 保館する計画であ	使用資務準衡出記でのでで、 1以降、レベルの 対象性廃棄物を使用が象徴で開業を 用数象準配職プー アド保管する計画 である。	ı		無水	I		対象エリア内の施設解体徴去着手時では、当該自動大には、当該自動大災報出設備の供用を停止する。	対象エリア内の指数解体機士者手時には、当数水消火を開発を指す時には、当数水消火を開催の供用を停止する。	1	T	ı	I	空冷式のユニット 型空気圧縮機を設置する。	使用済然均様出売 了までは、レベル1 の放射性廃棄物を 蒸気放出ブールに 保管する計画であ	使用液燃料機工の工業を表現の一次によっている。アイシュの大学生産業物を使用液体を計算が一次に保管する計画である。	1	・空冷式のユニット型
維特管理後の解 体着手可能時期	原子炉本体解体散 去期間	建屋解体期間			原子炉本体解体制 去期間			原子炉本体解体散去期間	原子伊本体解体制去地	原子炉本体解体撤去城間	原子炉本体解体散去规则	(0) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	無付富生後の併 体着手可能時期	原子炉本体解体撤去期間	建屋解体期間		太休解依瀞	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体微去期間	原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体撤去期間	示子炉本体解体撒 去期間	縮機設置に伴い追記す ・ユニット型空気圧縮
維持する法権間	各種屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	各礁 <u>属及び構築物解体工事</u> 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	軽油タンクの供用が終了する	当該設備の消火対象物散去 完了まで	各建屋及び構築物解体工事 夢手まで	機気設備解体撤去工事着手 まで	放射性固体廃棄物の蒸気放 出プールからの撤出完了ま で	が発在固体既兼参の使用が 霧差時調ブーンからの衛出 光丁まで	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事売了まで		維持すべき期間	各建屋及び構築物の汚染の) 除去工事完了まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	軽油タンクの供用が終了する まで	当該設備の消火対象物撤去 完了まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	ユニット型空気圧縮機の供用 開始まで	換気設備解体散去工事着手 まで	放射性固体爆雑物の蒸気が 出ゲールからの機出来了まで	放射在固体無難もの使用姿 終終時職ゲールからの搬出 地丁また	各建量及び構築物の汚染の 除去工事窓 Tまで	置に伴い、空気圧縮機すべき期間を変更する。
体部	・交流循流撃失時,蓄轄池側に正常に切り替わること	・商業電源が喪失した場合に非常 用照明が点灯できる状態であること			・早期の消火を行えること			・設備の運転に異常がない状態であること	・投射性感染物が漏えいし難い権 速であること	: お射性語業参ぶ論えいし難い権 (対であらい)	・装置の運転状像に異常のなどにと ・停止機能, ブレーキが正常に動作 すること	:	在語	·交流電源喪失時、蓄電池側に正 氧に切り替わること	商業電源が喪失した場合に非常 用照明が点灯できる状態であること			・早期の消火を行えること			数備の運転に異常がない状態で b.ること	数値の運転に異年がない、状態でであって	が発生商業物が開えいい難い等に合めたけ	放射性語業的が語えいい語い構造の合うに	装置の運転状態に異常のないこと ・修止機能、アレーキが正常に動作 すること	
機能維持の方法	通常時 停電時の充電状態の確認によ り機能を維持する	通常状態の確認により機能を維持する	消防法に基づく点検により機能を維持 する	消防法に基づく点検により機能を維持する	省防決に基めく点徴により機能が維わ ナス	消防法に基づく点検により機能を維持する	当防法に基づく点後により機能を維持 する	の運転状態の確認により機能を維 る	外観点徴により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	労働安全衛生法に基づく点徴により機 船を補券する	英(10/11)	機能維持の方法	通常時,停電時の充電状態の確認によ・ り機能を維持する	通常状態の確認により機能を維持する	消防法に基づく点検により機能を維持 する	消防法に基づく点後により機能を維持 する	消防法に基づく点後により機能を維持 する	消防法に基づく点検により機能を維持 する	消防法に基づく点検により機能を維持 する	系統の運転状態の確認により機能を維・ 持する	系統の運転状態の確認により機能を維 ・	外観点後により機能を推持する	外観点後により機能を推持する	労働安全衛生法に基づく点後により機 能を維持する 。	
要求される機能	電源供給機能	照明機能	報知機能	消火機能	消火機能	消火蒸船	初期消火機能	末	関数シー〜服	温繁~~(類	吊上げ・運搬機能		要求される機能	電源供給機能	照明機能	概知機能	育火機能	消火機能	消火機能	初期消火機能	田稲空気の供給機・調整	田縮空気の供給機が能	無数くく調	置くい機能	吊上げ・運業機能	
既儒, 維持台敎, 位國, 雜油等 業務, 二十	・ 基款・2基 ・位置・原子が補助機関内 ・循類・2クドスエボナイト権密封形 ・答量・2,500AH(10時間率) ・電圧・115V	非常用照明 ·基教:一式 ·位置:建屋全域	自動火災報知設備 ·基教:一式 ·位置:建盟全域	水消火股偏 ·基数:一式 ·价置·维B全域	11.2.3.1.1.3.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2	·位置·爆點全城 不活性	・位置・建屋全域 可搬式消火器・重装・一式	・ 位庫: 種類全級 ・位庫: 投票 (公園 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 (大庫 デード・学 産屋 (大学 大学) (加) (大学) (業気が出プール ・基款:	使用液燃料を開発ノーン・ ・建物・・火・・ ・位置・液薬半膜ソート・補脂内	///改編 		設備,維持台教,位置,構造等 審電治 一式 # 第 3 。 4	- 佐敷: 2巻 - 佐置: 原子炉補助建屋内 - 種類: クラッド式エボナイ/権密封形 - 容量: 2,500AH(10時間率) - 電圧: 115V	非常用照明 · 基数: 一式 · 位置: 建壓全域	自動火災報知設備 ·基教:一式 ·位置:建歷全城	水消火穀備 ·基数:一式 ·位置:摩屋全域	沿消火菸備 ・基数:一式 ・位置:建国全城	不活性ガス消火設備 (炭酸ガス消火設備) ・基数・一式 ・位置・建華や城	可搬式消火器 ・ 基数:一式 ・ 位置: 建屋全城	空気圧縮機 ・基数: 一式 ・位置: タービン建屋内 ・な量: 11:5m²/min	ユニット型空気圧縮機 ・基数・一式 ・位置: 屋外 空気圧縮機小屋 ・容量:13.2m ³ /min	解放出アーン ・地数・1・メージ・ ・行画:原子が発展内	帝田豪秀芸昭穣ノーラ・ ・地数・1・大 ・行歯・参交専帳ケーシ筆願内	悪な人―人の報告・「「「「「」」「「「」」「「」「「」「」「「」「」「」「」「」「」「」「」「	
)名祭	听内用	ı			I			1	I	ı	ı)名称	听内用	I			I			I		1	I	1	
設備(建屋	足響和	非常用照明設備			消火設備			圧縮空気系設備	紫気校田ゾーツ	使用溶燃料貯罐ブール	グマーン製(備		設備(建屋	新電池	非常用照明設備			治 大野 漁				圧縮空気系設備	蒸気放出アール	使用済然料肟藤ブール	悪悪	
設備等の区分	非常用電源設備	ı			继吊马击击引擎	発売では、15でかり出して活動のな				固体廃棄物の保管設備	ı		設備等の区分	非常用電源設備	-				発電所補助系設備					固体廃棄物の保管設備	1	
施設区分	その他原子炉の附 属施設							主要公施設					施榖区分	その他原子炉の附 属施設								主要な施設				

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

変更前														備考				
備考 使用浴イオン交換 対略監察の前が組み	樹脂等の前処理として導入する。	放射能アペンの比較的低い不然性の固体発棄物の廃棄存化の組の体を強力の廃棄人を指したが出るがあず入する。	放射能レベルの比較的高い不然性の国体廃棄物の廃棄体化必理及び搬出のためためまたが出たが出たがある。	使用済イオン交換 樹脂等の処理ができるように導入す	ů.	原子が領域解体のため導入する。		ı	N III	松	使用済イオン交換 樹脂等の前処理と して導入する。	放射能レベルの比較的低い不然性の固体踏棄物の廃棄体化を強化の強力を強力を導力を対して必要のため導力する。	放射能レベルの比較的高い不然性の国体解験の商業を関係を対している。 一般の意味を使んが、 一般に必要をいる。	使用済イオン交換 機脂等の処理がで きるように導入す る。		原子存領域解体のため導入する。	1	
維持管理後の解 体着手可能時期 原子炉本体解体撤	去期間	原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体微去期間		原子炉本体解体撒去期間		建屋解体期間	海の彩面場本業	権行言生後の罪 体着手可能時期	原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体撤去期間	原子炉本体解体撒去期間	原子炉本体解体撒去期間		原子炉本体解体撒 法期間	建屋解体期間	
維持すべき期間 発酵無物の心理・デーキが	対象廃棄物の処理完了まで	対象廃棄物の処理完了まで	対象廃棄物の処理完了まで	対象廃棄物の処理完了まで		原子炉領域及び生体蓮へい 体解体撤去工事完了まで		令輝歴及び梅楽約解体上事着手まで	III III 7	維持すべき期間	対象廃棄物の処理完了まで	対象廃棄物の処理完了まで	対象廃棄物の処理充了まで	対象廃棄物の処理完了まで		原子が領域及び生体謎へい 体解体徴去工事完了まで	各種屋及び構築物解体工事 着手まで	
和		が射性物質が漏えいするような有 意な損傷がない状態であること	・放射機構等の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること		・遠隔操作が可能であること	が射性物質が漏えいするような有 なものなっます。	質な損傷がない状態であること ・放射線障害の防止に影響するよう な有意な損傷がない状態であること	・圧計維持函数に電源が圧結できる状態であること	\$ ±1	中 能		3 ・放射性物質が満えいするような有 当からはかままた。いわちょうな有	(6)大量第75年 75年 (2027年) 25年 (2027年) 257 (2	100	・通隔機作が可能であること	が射性物質が漏えいするような有質な損傷がない状態であること 一放射機嫌すの防止に影響するよう な有質な損傷がない状態であること な有質な損傷がない状態であること	・ 住能維持施設に電源を供給できる。 状態であること	
機能維持の方法外額占格にいる機能を確認する	により機能を確認す.	外観点後により機能を確認する	外観点境により機能を確認する	外観点検により機能を確認する	- 通隔操作により機能を確認する		0機能を確認す	外観点検により機能を確認する	(11/11) 4K	機能維持の方法	外観点検により機能を確認する	外観点検により機能を確認する	外観点途により機能を確認する	外製点検により機能を確認する	国研験作により機能を確認する	外製点検により機能を確認する	外観点検により機能を確認する	
要求される機能漏えい防止機能	20世界で10世界に	漏えい防止機能 速へい機能	漏えい防止機能 速へい機能	漏えい防止機能 速へい機能	被ばく低減機能	117 007 1 - +41 · · · × meC	漏えい防止機能 ごの水機能	電源供給機能	 	要求される機能	漏えい防止機能 選へい機能	漏えい防止機能 遮~い機能	漏えい防止機能 選へい機能	漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能	被ばく低減機能	漏えい防止機能 進へい機能	電源供給機能	・セメント混練固化
數備,維持台數,位置,構造等 漢容安定化処理装置	1 I	レベル2用モルタル充填固化装置・ ・	アヘシュ用廃棄存化処理・輸送装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	トメント活練固化装置 ・基数:一式			解休用ブール ・ 基数: 一式 ************************************	ナ浦電源後車 - 括数: 一式	20-14-18-1 mm of 18-10-14-18-1	設備,維持台教,位置,構造等	藏容安定化処理装置 ·基数:一式	レベル2用モルタル充填固化装置・ 基教:一式	本化処理·機送装置	セベント度練固化装置 ・基数:1 基 ・位置:原子伊補助建屋内 ・処理能力:1900/回/個	· 唐教: 素的切断装置又は橡枝 的切断装置 在持装置 吊上仔装置	1	子備電源装置 - 基教: 一式	設計の反映に伴い記 変更する。また,要求 能に固化機能を追記
)名称	1	1	1				I	I	25.2	名称	I	ı	ı		1	ı	1	
設備(建屋 油效字花化如油选量	域容安定化処理装置	レベル2用モルタル充填 固化装置	レペル1用廃棄体化処 理・機送装置	セメント退練固化装置		原子炉領域遠隔解体装置		予備電源装置	(High) and cle	設備(建屋)	咸容安定化処理装置	レベル2用モルタル充填 固化装置	レベン1用廃棄体化処理・搬送装置	セベト混練固化装置		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	予備電源装置	
設備等の区分				ı					V. Liu v. sycapi v e	設備等の区分	-794				•	- 177		
施設区分				専ら廃止措置に必 要な主要装置					X Live sept	施設区分				専ら廃止措置に必 要な主要装置				

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置,構造及び設備並	7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置,構造及び設備並	
びにその性能,その性能を維持すべき期間	びにその性能、その性能を維持すべき期間	
性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を「6	性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を「6	
廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に示す。	廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に示す。	
廃止措置の進捗に応じて表 6-1 に示す性能維持施設の範囲、機能又は性能に	廃止措置の進捗に応じて表 6-1 に示す性能維持施設の範囲,機能又は性能に	
ついて変更する場合及び解体撤去工事を実施するに当たって、専ら廃止措置の	ついて変更する場合及び解体撤去工事を実施するに当たって,専ら廃止措置の	
ために使用する装置を導入する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受	ために使用する装置を導入する場合は,廃止措置計画に反映して変更認可を受	
けることとする。	けることとする。	
	7.1 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法	・専ら廃止措置で使用する
	専ら廃止措置で使用する性能維持施設の導入に当たっては,「5.1 廃止	能維持施設の設計及び工事
	措置の基本方針」に基づき,適切な品質マネジメントシステムの下に保安	方法を追記し、セメント混
	管理を実施し,また,「5.5 解体撤去に係る安全確保対策」に記載する「(4)	固化装置について, 7.1(1)
	廃止措置のために導入する装置の安全設計」に基づき、装置の機能等に応	して記載する。
	じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠するとともに,必要に応じて漏	
	<u>えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を</u>	
	<u>講じる。</u>	
	① 目的	
	新型転換炉原型炉施設で発生した以下の廃棄物を処理するため,	
	「10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」図	
	<u>10-6 放射性固体廃棄物の処理処分フロー(原子炉周辺設備解体撤去</u>	
	期間以降)に示すとおり、セメント混練固化装置を設置する。セメン	

変更前	変更後	備考
	ト混練固化装置設置工事工程を図 7-1 に示す。	
		・専ら廃止措置で使用する性
	(b) 粉末状及び粒状の使用済イオン交換樹脂	能維持施設の設計及び工事の
	(c) フィルタスラッジ	方法を追記し,セメント混練
		固化装置について, 7.1(1)と
		して記載する。
	② セメント混練固化装置の概要	
	セメント混練固化装置は、濃縮廃液受入設備、混練充填設備等に	
	より構成する。セメント混練固化装置概略系統図を図 7-2 に示す。	
	なお、濃縮廃液受入設備のうち、固形化供給タンク、固形化供給タ	
	ンク出口配管の一部,漏えい検出装置及び警報装置については既設	
	<u>を供用する。</u>	
	(b) 混練方法	
	処理対象廃棄物、セメント、分散剤等を混練機に投入し混練する	
	アウトドラム方式とする。	
	1900/回/個	
	③ 設計方針	
	セメント混練固化装置を構成する主要機器等の設計においては,研	
	<u>究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>	
	(平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号) に準拠するとともに,以	
	下のとおりとする。	
	(a) 耐震設計	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	<u></u> 固形化供給タンクから混練機までの機器及び配管については,主	
	配管及び主要機器とし,耐震設計上の重要度分類「B」とする。	・専ら廃止措置で使用する性
		能維持施設の設計及び工事の
	主配管については,「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」の	方法を追記し,セメント混練
	「クラス3配管」とする。	固化装置について, 7.1(1)と
	_(c) 材料	して記載する。
	主要な機器及び配管に使用する材料は,日本産業規格に準じたも	
	<u>のとする。</u>	
	設置場所は,アスファルト固化装置の跡地である原子炉補助建屋	
	内にある廃棄物処理室及び屋外とする。	
	_(e) 試験・検査	
	本工事における試験・検査項目については,以下のとおりとする。	
	<u>· 材料検査</u>	
	_ <u>• 寸法検査</u>	
	<u>・外観検査</u>	
	<u>・据付検査</u>	
	<u>・耐圧漏えい検査</u>	

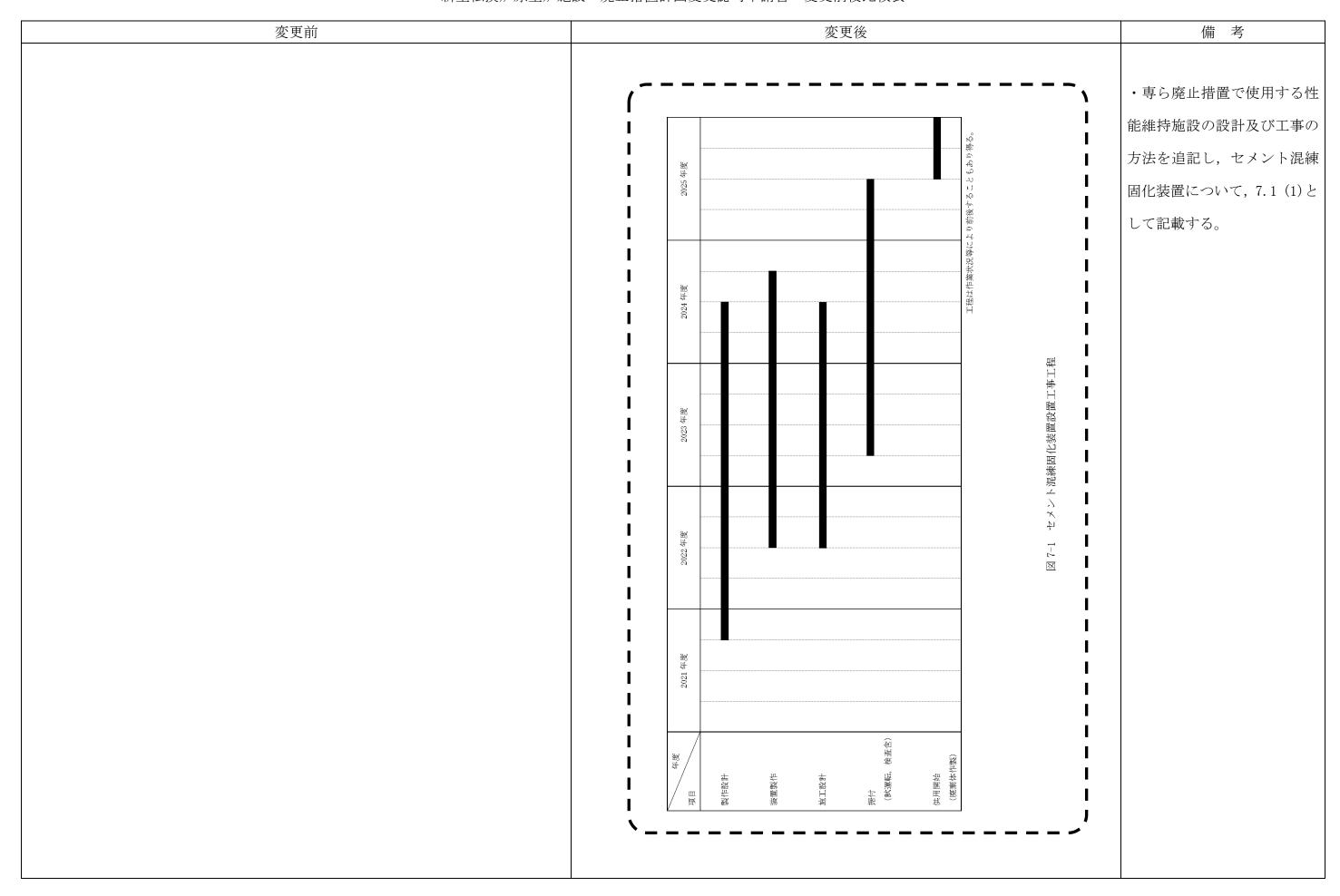
注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前			備考					
	/ (f) ポ		・専ら廃止措置で使用する性					
		名称 廃液循環ポンプ				 環ポンプ		能維持施設の設計及び工事の
		種類		_	うっ	で 巻形		方法を追記し、セメント混練
		定格容量		m ³ /h/個	1:	2. 0		固化装置について, 7.1 (1)と
	ポリン リープ	定格揚程		m		35		して記載する。
	 7	材料 ケージ	ノング	_	SC	CS16		
		個数		_		1		
		種類		_	誘導	電動機		
	■ 原 ■ 動 ■ 機	出力		kW/個	5	5. 5		
	【】	個数		_		1		
	■ 国形 ■ 出口: ■ 保練 ■ 混練	配管の仕様 名称 名称 2化供給 庭 がかった がまで 3に供給 庭 で 3に関する がよった がよった。 がよった。 がよった。 がよった。 がよった。 がよった。 がよった。 がよった。 はいらい。 はいらい。 はいらい。 はいらい。 はいい。 はいい。 はいい。	最高使用 圧力 (MPa) 0.98 0.98 0.98 0.98 0.98 静水頭	温度	外径 (mm) 60.5 48.6 34.0 48.6 34.0 34.0	厚さ (mm) 3.9 3.7 3.4 3.4 3.4 3.4	材料 SUS 316LTP SUS 316LTP SUS 316LTP SUS 316LTP SUS 316LTP	

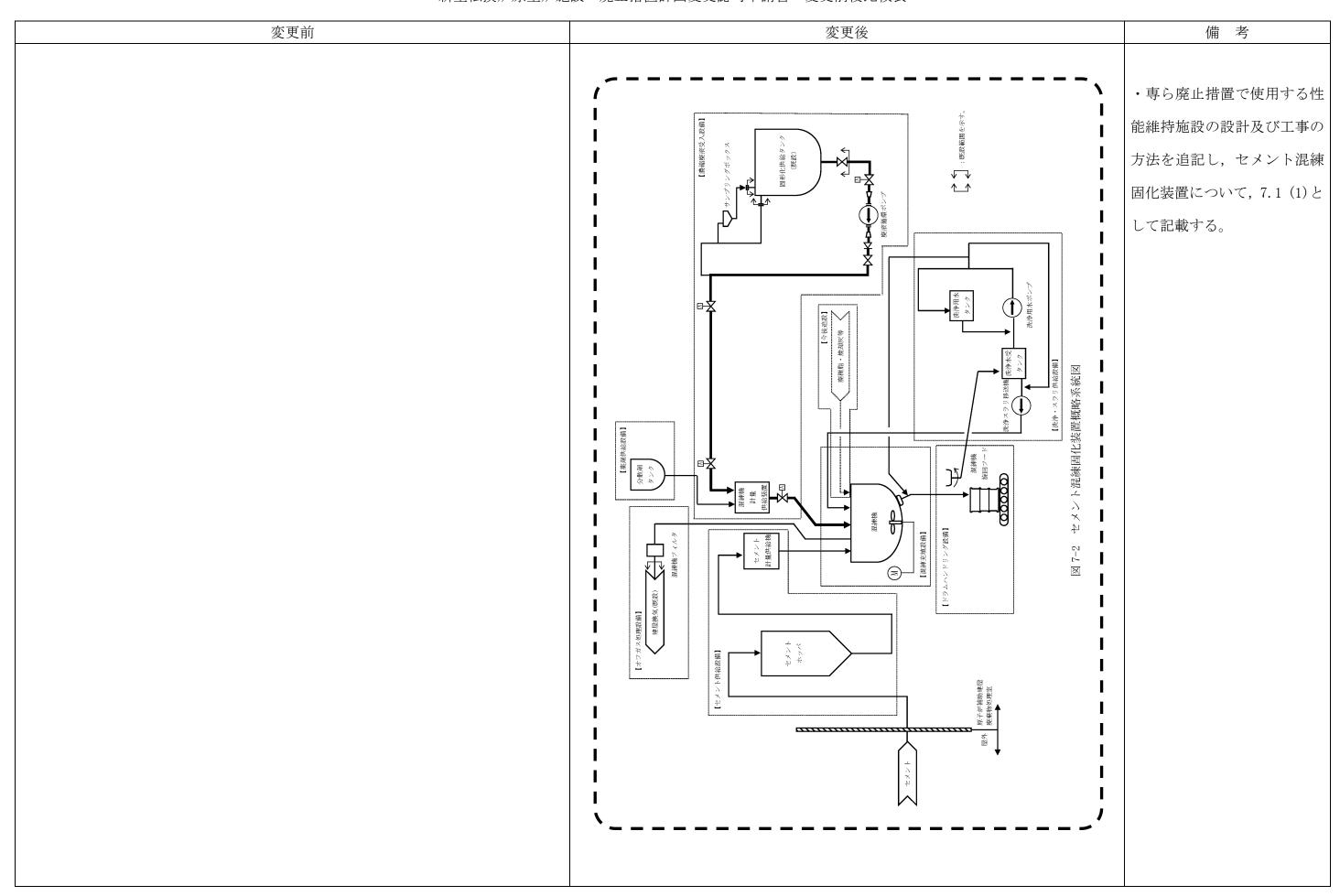
注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

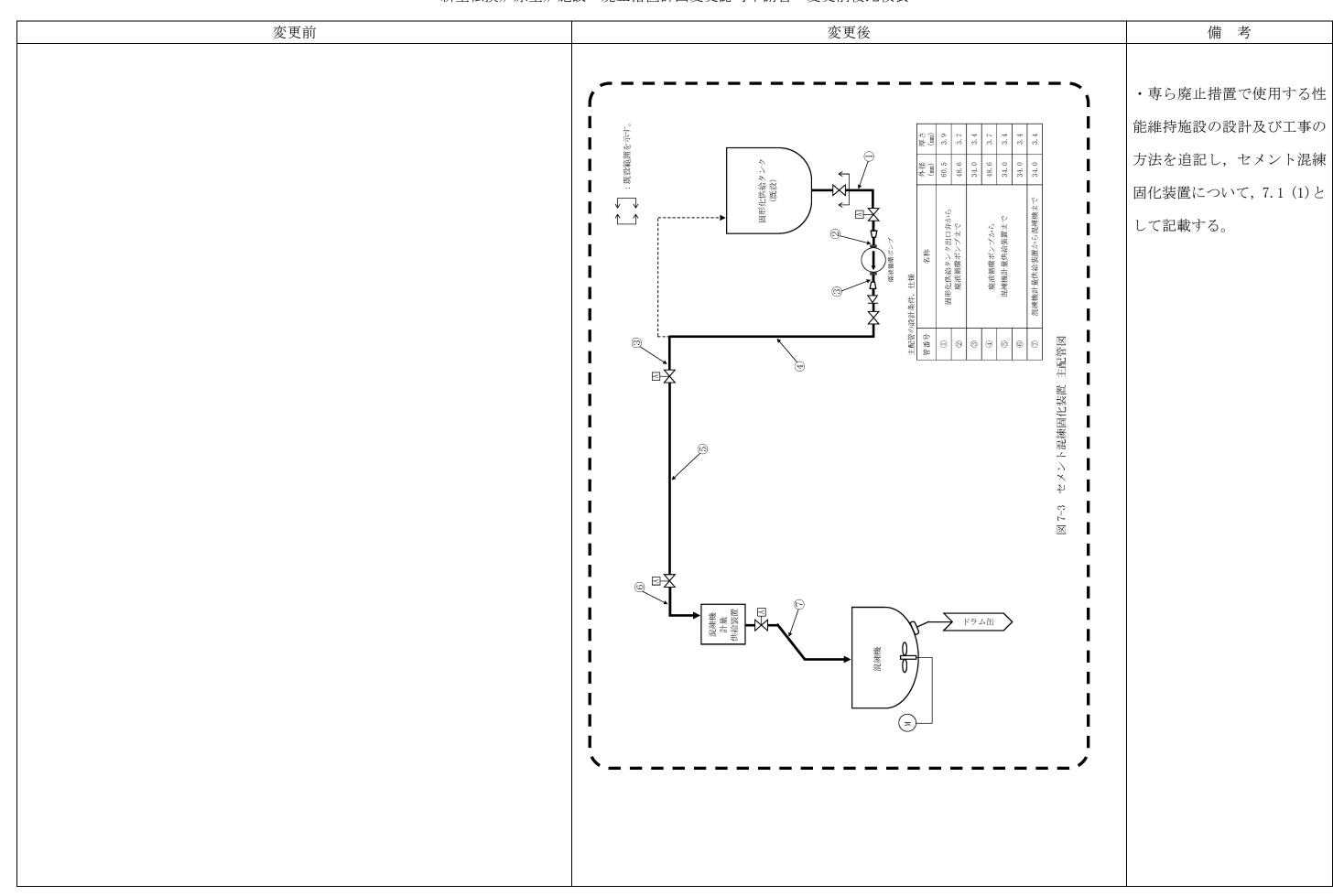
変更前		備考					
	(h) 主	``\					
		-	・専ら廃止措置で使用する性				
				_	重量計量式] 	能維持施設の設計及び工事の
		3	処理能力	kg/個	100*1	į	方法を追記し、セメント混練
		+	たて	mm	850*1	1	固化装置について, 7.1(1)と
		主要寸法	 横	mm	850*1	!	して記載する。
	■ 本 ■ 体	法	高さ	mm	1020*1	į	
		材	胴板	_	SUS 316L	1	
		料	鏡板	_	SUS 316L	I I	
			個数	_	1	į	
	注記	l I					
			名称		混練機	İ	
	ļ ļ		種類	_	撹拌羽根式	i	
		2	処理能力	0/回/個	190*1	1	
		主	たて	mm	2500*1	į	
	I 本 体	主要寸法	横	mm	1400*1	i	
		法	高さ	mm	1848*1	I I	
		材	胴板	_	SUS 316L	į	
		料	鏡板	_	SUS 316L	-	
			個数	_	1] 	
			種類	_	誘導電動機	İ	
	┃ 原 ┃ 動 ┃ 機		出力	kW/個	37*1	-	
			個数	_	1	1	
	注記	*1	: 公称値を示 -	す。 		;	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。



注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。





変更前	変更後	備考
10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄	10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄	
10.1 放射性気体廃棄物の廃棄(省略)	10.1 放射性気体廃棄物の廃棄(変更なし)	
10.2 放射性液体廃棄物の廃棄(省略)	10.2 放射性液体廃棄物の廃棄(変更なし)	
10.3 放射性固体廃棄物の廃棄(省略)	10.3 放射性固体廃棄物の廃棄(変更なし)	
図 10-1 放射性気体廃棄物の処理処分フロー(重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間)~図 10-7(5) 建屋に設定する保管区域の場所と容量(地上3階)(省略)	図 10-1 放射性気体廃棄物の処理処分フロー(重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間)~図 10-7(5) 建屋に設定する保管区域の場所と容量(地上3階)(変更なし)	
表 10-1 廃止措置期間中に放出される放射性気体廃棄物の推定放出量~表 10-3 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の既貯蔵量(省略)	表 10-1 廃止措置期間中に放出される放射性気体廃棄物の推定放出量~表 10-3 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の既貯蔵量(変更なし)	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

表 10-4 核燃料物質によって汚染された固体状物質の既貯蔵量及び今後の推定発生量

(単位:トン)

		既貯蔵量	今後の推定発生量	
放射	能レベル区分	原子炉運転中及び廃 止措置準備期間に発 生した放射性固体廃 棄物	廃止措置期間中に発 生する核燃料物質に よって汚染された固 体状物質	合 計*
	放射能レベルの 比較的高いもの [レベル1]	180	260	約 500
低レベル 放射性 廃棄物	放射能レベルの 比較的低いもの [レベル2]	2, 970	1, 380	約 4,400
	放射能レベルの 極めて低いもの [レベル3]	_	45, 360	約 45,400
放射性物質と のないもの	して扱う必要	_	510	約 600
	合 計 *	約 3,200	約 47,500	約 50,700

- * 既貯蔵量及び今後の推定発生量は、十トン単位で切り上げ、合計値については、百トン単位で切り上げた値である。(端数処理のため合計値が一致しないことがある。)
 - 1. 表 10-4 の記載条件は以下のとおり。
 - 既貯蔵量は、平成19年9月30日時点の物量を示す。
 - ・ 今後の推定発生量のレベル区分は、平成18年3月までに取得したデータを基に、運転終了4.5年後(平成19年9月末)時点での算出結果を示す。
 - ・ 既貯蔵量及び今後の推定発生量における放射能レベル区分ごとの物量は、除染を 考慮していないレベル区分で集計したものである。(今後の除染等により各レベル の数量は変わりうる。)
 - 2. 放射能レベル区分値については、以下のとおり。
 - ・レベル1の区分値の上限は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 律施行令」第31条に定める放射能濃度
 - ・レベル1とレベル2の区分値は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第1条の2第2項第4号_別表第1)に 定める放射能濃度
 - ・レベル2とレベル3の区分値は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第1条の2第2項第5号_別表第2)に 定める放射能濃度
 - ・レベル3と放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1に定める放射能濃度
 - 3. 廃止措置期間中に発生する「放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外から発生した廃棄物を含む)」の今後の推定発生量は、約138,500トンである。

表 10-4 核燃料物質によって汚染された固体状物質の既貯蔵量及び今後の推定発生量

(単位:トン)

		既貯蔵量	今後の推定発生量	
放射能レベル区分		原子炉運転中及び廃 止措置準備期間に発 生した放射性固体廃 棄物	廃止措置期間中に発 生する核燃料物質に よって汚染された固 体状物質	合 計*
	放射能レベルの 比較的高いもの [レベル1]	180	260	約 500
低 レベル 放射性 廃棄物	放射能レベルの 比較的低いもの [レベル2]	2, 970	1, 380	約 4,400
	放射能レベルの 極めて低いもの [レベル3]		45, 360	約 45,400
放射性物質として扱う必要 のないもの		_	510	約 600
合 計*		約 3,200	約 47,500	約 50,700

- * 既貯蔵量及び今後の推定発生量は、十トン単位で切り上げ、合計値については、百トン単位で切り上げた値である。(端数処理のため合計値が一致しないことがある。)
 - 1. 表 10-4 の記載条件は以下のとおり。
 - 既貯蔵量は、平成19年9月30日時点の物量を示す。
 - ・ 今後の推定発生量のレベル区分は、平成18年3月までに取得したデータを基に、運転終了4.5年後(平成19年9月末)時点での算出結果を示す。
 - ・ 既貯蔵量及び今後の推定発生量における放射能レベル区分ごとの物量は、除染を 考慮していないレベル区分で集計したものである。(今後の除染等により各レベル の数量は変わりうる。)
 - 2. 放射能レベル区分値については、以下のとおり。
 - ・レベル1の区分値の上限は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 律施行令」第31条に定める放射能濃度
 - ・レベル1とレベル2の区分値は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第1条の2第2項第4号_別表第1)に 定める放射能濃度
 - ・ レベル2とレベル3の区分値は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第1条の2第2項第5号_別表第2)に 定める放射能濃度
 - ・レベル3と放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」(令和2年8月13日原子力規制委員会規則第16号)による改正前の「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1に定める放射能濃度
 - 3. 廃止措置期間中に発生する「放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外から発生した廃棄物を含む)」の今後の推定発生量は、約138,500トンである。
- ・規則名称改正に伴う変更

変更前	変更後	備考
		・変更なし
添付書類 5	添付書類 5	
	ためかはた66)~ 1. マンア沙 の ハ ナ 1. マ の ボ / エーソム)~月月 1. マ 三× 月口 書	
核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
1. 概要(省略)	1. 概要(変更なし)	
2. 新型転換炉原型炉施設の特徴(省略)	2. 新型転換炉原型炉施設の特徴(変更なし)	
3. 試料採取及び測定調査	3. 試料採取及び測定調査	
施設内の放射化汚染物質の放射能量評価及び二次汚染物質の放射能量評価のため、新型	施設内の放射化汚染物質の放射能量評価及び二次汚染物質の放射能量評価のため、新型	
転換炉原型炉施設において実施してきた放射化汚染物質及び二次汚染物質の調査内容を表	転換炉原型炉施設において実施してきた放射化汚染物質及び二次汚染物質の調査内容を表	
5-1 に示す。	5-1 に示す。	
廃止措置の進展に応じて、これまでの調査に加えて炉心構造材及び原子炉冷却系統施設		
等の構造材を中心に試料採取調査等を継続し、放射化汚染物質の放射能量評価及び二次汚		
染物質の放射能量評価の精度向上に反映する。	染物質の放射能量評価の精度向上に反映する。	
これまでに行った放射化汚染物質の放射能量の調査及び二次汚染物質の放射能量の調査		
に係る試料採取並びに測定の内容を以下に示す。	に係る試料採取並びに測定の内容を以下に示す。	
3.1 放射化汚染物質の放射能量の調査(省略)	3.1 放射化汚染物質の放射能量の調査(変更なし)	
3.2 二次汚染物質の放射能量の調査	3.2 二次汚染物質の放射能量の調査	
3.2.1 建屋床等の汚染履歴調査	3.2.1 建屋床等の汚染履歴調査	
新型転換炉原型炉施設の管理区域においては,想定される表面密度の程度に応	新型転換炉原型炉施設の管理区域においては,想定される表面密度の程度に応	
じて以下に示す A~Dの4段階に区域区分して管理している。	じて以下に示す A~D の 4 段階に区域区分して管理している。	
A:汚染のおそれのない区域	A:汚染のおそれのない区域	
B:表面密度が 4.0Bq/cm²を超えるおそれのない区域	B:表面密度が 4.0Bq/cm² を超えるおそれのない区域	
C: 表面密度が 40Bq/cm²を超えるおそれのない区域	C: 表面密度が 40Bq/cm²を超えるおそれのない区域	
D: 表面密度が 40Bq/cm²を超えるおそれのある区域	D: 表面密度が 40Bq/cm² を超えるおそれのある区域	
二次汚染物質が存在する又は存在するおそれのある各区域の床について、表	二次汚染物質が存在する又は存在するおそれのある各区域の床について、表	
面汚染の程度を特定するため、放射線管理記録及び区域変更に係る過去の記録	面汚染の程度を特定するため、放射線管理記録及び区域変更に係る過去の記録	
等から、各区域の床における汚染履歴を調査した。調査の結果、これまでに	等から、各区域の床における汚染履歴を調査した。調査の結果、これまでに	
「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定め	「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量	・告示名称改正に伴う変更
<u>る告示」</u> に定める表面汚染密度限度を超える汚染はなく、設定した区域区分ど	限度等を定める告示」による改正前の「核燃料物質の加工の事業に関する規則	
おりに適切に管理されている。	等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」に定める表面汚染密度限度を超 える汚染はなく、設定した区域区分どおりに適切に管理されている。	
	/この14//CIS S () BA/C O /こ四・外回/J これの / 10/2 /J10 日 / 1 C れ り C () の 0	
3.2.2 コンクリートへの浸透汚染調査(省略)	3.2.2 コンクリートへの浸透汚染調査(変更なし)	
3.2.3 機器・配管等の放射線等測定(省略)	3.2.3 機器・配管等の放射線等測定(変更なし)	

変更前	変更後	備考
4. 放射化汚染物質及び二次汚染物質の放射能量の評価(省略)	4. 放射化汚染物質及び二次汚染物質の放射能量の評価(変更なし)	
4.1 放射化汚染物質の放射能量評価(省略)	4.1 放射化汚染物質の放射能量評価(変更なし)	
4.2 二次汚染物質の放射能量評価(省略)	4.2 二次汚染物質の放射能量評価(変更なし)	
4.3 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の放射能量評 価(省略)	4.3 原子炉運転中及び廃止措置準備期間に発生した放射性固体廃棄物の放射能量評価(変更なし)	
4.4 放射能量評価のまとめ(省略)	4.4 放射能量評価のまとめ(変更なし)	
5. 放射性固体廃棄物等の推定発生量の評価(省略)	5. 放射性固体廃棄物等の推定発生量の評価(変更なし)	
参考文献(省略)	参考文献(変更なし)	
図 5-1 新型転換炉原型炉施設の概略図〜図 5-10 主な廃止措置対象施設の推定汚染分布(省略)	図 5-1 新型転換炉原型炉施設の概略図〜図 5-10 主な廃止措置対象施設の推定汚染 分布(変更なし)	
表 5-1 放射化汚染物質及び二次汚染物質の調査内容(試料採取及び測定調査)~表 5-14 施設内に残存する推定放射能量(省略)	表 5-1 放射化汚染物質及び二次汚染物質の調査内容(試料採取及び測定調査)~表 5-14 施設内に残存する推定放射能量(変更なし)	

変更前									変	更後			備考		
放射性固体廃棄物等の放射能レベル区分の考え方	区分の考え方	「核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第31条に定める放射能濃度	「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第1条の2第2項第4号 別表第1)に定める放射能濃度	「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第1条の2第2項第5号 別表第2)に定める放射能濃度	「 <u>製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等</u> に関する規則1別表第11に定める放射能濃度	平成4年4月原子力安全委員会放射性廃棄物安全基準専門部会報告書「低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分の安全規制に関する基準値について(第2次中間報告)」における「『放射性廃棄物でない廃棄物』の範囲に関する考え方」		放射性固体廃棄物等の放射能レベル区分の考え方	区分の考え方	「核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」第31条に定める放射能濃度	「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第1条の2第2項第4号 別表第1)に定める放射能濃度	「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(第1条の2第2項第5号 別表第2)に定める放射能濃度	「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置 を必要としないものであることの確認等に関する規則 ((令和2年8月13日原子力規制委員会規則第16号)による改正前の 「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等 に関する規則 別表第1に定める放射能濃度	平成4年4月原子力安全委員会放射性廃棄物安全基準専門部会報告書「低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分の安 全規制に関する基準値について(第2次中間報告)」における「『放射性廃棄物でない廃棄物』の範囲に関する考え方」	・規則名称改正に伴う変更
表 5-15 放	区分	レベル1区分の上限	レベル1とレベル2の医分	レベル2とレベル3の医分	レベル3と放射性物質として扱う必要のないものの区分	放射性廃棄物でない廃棄物 (管理区域外から発生した廃棄物を含む)		表 5-15 放	区分	レベル1区分の上限	レベル1とレベル2の医分	レベル2とレベル3の医分	レベル3と放射性物質として扱う必要のないものの区分	放射性廃棄物でない廃棄物 (管理区域外から発生した廃棄物を含む)	

変更前	変更後	備考
表 5-16 放射性固体廃棄物等の放射能レベル区分ごとの推定発生量(省略)	表 5-16 放射性固体廃棄物等の放射能レベル区分ごとの推定発生量(変更なし)	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
		・変更なし
添付書類 6	添付書類 6	
廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及び	廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及び	
その性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	その性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	
		<u> </u>

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

1. 概 要

廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下「性能維持施設」という。)は、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。なお、廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。

また、廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、 被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、 適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、 必要な性能を満足していることを確認していく。

これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認していくこととし、また、その結果については、適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、その対象機器等について、必要な性能を満足するために、その都度、適宜更新することとする。

これら性能維持施設の維持管理に関しては、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に管理の方法を定めて、これに基づき実施することとする。

2. 性能維持施設の維持管理に関する内容

性能維持施設に対し、維持すべき性能、並びに維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」の表 6-1 に示す。

以下に、性能維持施設の維持管理の考え方について示す。

1. 概 要

廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下「性能維持施設」という。)は、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。なお、廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。

また、廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、 被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、 適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、 必要な性能を満足していることを確認していく。

これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認していくこととし、また、その結果については、適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、その対象機器等について、必要な性能を満足するために、その都度、適宜更新することとする。

これら性能維持施設の維持管理に関しては、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に管理の方法を定めて、これに基づき実施することとする。

2. 性能維持施設の維持管理に関する内容

性能維持施設に対し、維持すべき性能、並びに維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」の表 6-1 に示す。

以下に、性能維持施設の維持管理の考え方について示す。

変更なし

変更前 変更後 備考 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物につ 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物につ いては、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外 いては、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外 部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能 部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能 及びその性能並びに拡散防止機能を維持管理する。特に、建屋の一部の 及びその性能並びに拡散防止機能を維持管理する。特に、建屋の一部の 壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られてい 壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られてい ることを考慮して、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検 ることを考慮して、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検 等を継続実施していくこととする。 等を継続実施していくこととする。 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料搬出完 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料搬出完 了まで,使用済燃料の未臨界維持,貯蔵,遮へい,浄化等の各機能及び 了まで,使用済燃料の未臨界維持,貯蔵,遮へい,浄化等の各機能及び その性能を維持管理する。なお、別添資料の「使用済燃料貯蔵プールの その性能を維持管理する。なお、別添資料1の「使用済燃料貯蔵プール 別添資料番号を変更する。 水温評価について」に示すとおり、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機 の水温評価について」に示すとおり,使用済燃料を貯蔵した状態で除熱 能を有する設備を停止しても,使用済燃料貯蔵プールの水温が原子炉 機能を有する設備を停止しても,使用済燃料貯蔵プールの水温が原子 設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる 52℃及び 炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる 52℃及 上限値である 66℃を超えないことを確認したことから、使用済燃料貯 び上限値である 66℃を超えないことを確認したことから、使用済燃料 蔵設備の除熱機能に係る設備を供用終了とした。 貯蔵設備の除熱機能に係る設備を供用終了とした。 放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を 放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を 適切に処理・放出するため、放出低減等の各機能及びその性能を維持管 適切に処理・放出するため、放出低減等の各機能及びその性能を維持管 理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、貯蔵等 理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、貯蔵等 の各機能及びその性能を維持管理する。 の各機能及びその性能を維持管理する。 放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への 放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への 放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の 放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の 被ばく管理のために、放射線監視、測定等の各機能及びその性能を維持 被ばく管理のために、放射線監視、測定等の各機能及びその性能を維持 管理する。 管理する。 換気設備については、①使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の 換気設備については、①使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の 処理,②放射線業務従事者の被ばく低減,③解体撤去工事に伴い放射性 処理,②放射線業務従事者の被ばく低減,③解体撤去工事に伴い放射性

変更前	変更後	備考
粉じんが発生する場合において,建屋内の空気浄化,放出低減,拡散防	粉じんが発生する場合において, 建屋内の空気浄化, 放出低減, 拡散防	
止の各機能及びその性能を維持管理する。	止の各機能及びその性能を維持管理する。	
・ 電源設備については、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合、	・ 電源設備については、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合、	
適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される機能及びその性能	適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される機能及びその性能	
を維持管理する。なお, ディーゼル発電機については, 使用済燃料の安	を維持管理する。なお、ディーゼル発電機については、使用済燃料の安	
全貯蔵に係る非常用電源としての目的が終了したことから供用を終了	全貯蔵に係る非常用電源としての目的が終了したことから供用を終了	
し、商用電源喪失時の電源供給のために新たに予備電源装置(空冷式)	し、商用電源喪失時の電源供給のために新たに予備電源装置(空冷式)	
を設置し、維持管理する。さらに、商用電源である受電系統については、	を設置し、維持管理する。さらに、商用電源である受電系統については、	
275kV から 77kV に切り替えるとともに, 275kV は供用終了とする。	275kV から 77kV に切り替えるとともに, 275kV は供用終了とする。	
・ その他の安全確保上必要な設備(消火設備等)については、それぞれ	・ その他の安全確保上必要な設備(消火設備等)については、それぞれ	
の設備に要求される機能及びその性能を維持管理する。	の設備に要求される機能及びその性能を維持管理する。	
・ 燃料移送機を除く燃料移送装置については、燃料等の取扱対象物の	・ 燃料移送機を除く燃料移送装置については、燃料等の取扱対象物の	
交換プールから使用済燃料貯蔵プールへの移送が完了したため、供用	交換プールから使用済燃料貯蔵プールへの移送が完了したため、供用	
終了とした。また、重水の抜出しが完了した重水貯槽及び劣化重水貯槽	終了とした。また、重水の抜出しが完了した重水貯槽及び劣化重水貯槽	
についても、供用終了とした。	についても、供用終了とした。	
	・ 原子炉補機冷却系については、別添資料 2「原子炉補機冷却系代替冷	・原子炉補機冷却系の代替冷
	<u>却装置の設置」に示すとおり代替冷却装置を設置し、設備ごとに維持</u>	却装置について、別添資料 2
	<u>管理する。</u>	として記載する。
3. 検査・校正(省略)	3. 検査・校正 (変更なし)	
4. その他の安全対策(省略)	4. その他の安全対策(変更なし)	

変更前	変更後	備考
<u>別添資料</u>	<u>別添資料 1</u>	・別添資料番号を変更する。
使用済燃料貯蔵プールの水温評価について	使用済燃料貯蔵プールの水温評価について	
「ふげん」では、使用済燃料が十分な期間にわたり冷却されているものとする原子力規制委員会の告示の施行(平成28年4月1日)を受け、使用済燃料	「ふげん」では、使用済燃料が十分な期間にわたり冷却されているものとする原子力規制委員会の告示の施行(平成28年4月1日)を受け、使用済燃料	
の崩壊熱が十分低いことの確認を得ている。 このような背景も踏まえ,廃止措置を進める「ふげん」の維持管理の適切性	の崩壊熱が十分低いことの確認を得ている。 このような背景も踏まえ,廃止措置を進める「ふげん」の維持管理の適切性	
に資する観点から,プール水冷却浄化系の除熱機能及び後備冷却機能である余 熱除去系の停止に係る検討を行った。	に資する観点から,プール水冷却浄化系の除熱機能及び後備冷却機能である余 熱除去系の停止に係る検討を行った。	
本検討においては、プール水冷却浄化系の除熱機能を停止した状態で使用済	本検討においては、プール水冷却浄化系の除熱機能を停止した状態で使用済	
燃料貯蔵プールの水温の変化を実測及び解析のそれぞれの方法により確認し、 プール水温は、原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要と	燃料貯蔵プールの水温の変化を実測及び解析のそれぞれの方法により確認し、 プール水温は、原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要と	
なる 52 ℃及び上限値である 66 ℃を超えることがないことを評価した。	なる 52 ℃及び上限値である 66 ℃を超えることがないことを評価した。	
1. プール水温に係る実測評価~4. 結論(省略)	1. プール水温に係る実測評価~4. 結論(変更なし)	

変更前	変更後	備考
	<u>別添資料 2</u>	・原子炉補機冷却系の代替冷
		却装置について、別添資料 2
	原子炉補機冷却系代替冷却装置の設置	として記載する。
	<u>1. 目的</u>	
	「ふげん」原子炉補機冷却系については,原子炉運転中と比較して廃止措置	
	以降除熱対象機器が減少してきている。この背景を踏まえ,維持管理の適切性	
	に資する観点から、以下の除熱対象機器について代替冷却装置を設置し、設備	
	ごとに維持管理する。原子炉補機冷却系代替冷却装置設置工事工程を別図-1 に	
	<u>示す。</u>	
	(1) 蒸発濃縮装置濃縮器復水器	
	(2) 中央制御室換気系	
	(3) 床ドレン収集ポンプ	
	(4) 廃液収集ポンプ	
	(5) プール水冷却浄化系循環ポンプ	
	2. 代替冷却装置の概要	
	2.1 冷却塔による代替冷却装置	
	2.1.1 蒸発濃縮装置濃縮器復水器	
	(1) 系統構成	
	蒸発濃縮装置濃縮器復水器用代替冷却装置は、密閉型冷却塔、冷却水	
	循環ポンプ等により構成する。また、冷却水は処理廃液より高い圧力で	
	蒸発濃縮装置濃縮器復水器を循環する系統構成とし、冷却水流量が規定	
	量より低下した場合には、蒸発濃縮装置を自動停止する。	
	蒸発濃縮装置濃縮器復水器用代替冷却装置概略系統図を別図-2 に示	

変更前	変更後	備考
	す。なお、蒸発濃縮装置濃縮器復水器の冷却水入口配管及び出口配管の	
	一部については既設を供用する。	・原子炉補機冷却系の代替冷
	(2) 代替冷却装置	却装置について、別添資料 2
	蒸発濃縮装置濃縮器復水器に対する原子炉補機冷却水の除熱量は,設	として記載する。
	計上 2,466,025 kJ/h (589,000 kcal/h) であることから,同等以上の冷	
	却能力を有する装置を設置する。	
	(3) 設置場所	
	原子炉補助建屋内(廃棄物処理室)及び屋外(原子炉補助建屋屋上)	
	<u>2.1.2 中央制御室換気系</u>	
	<u>(1) 系統構成</u>	
	中央制御室換気系用代替冷却装置は,開放型冷却塔,冷却水循環ポン	
	プ等により構成する。また、冷却水は中央制御室換気系冷凍機を循環す	
	る系統構成とし、冷却水流量が規定量より低下した場合には、冷凍機を	
	自動停止する。	
	中央制御室換気系用代替冷却装置概略系統図を別図-3 に示す。なお,	
	中央制御室換気系冷凍機の冷却水入口配管及び出口配管の一部について	
	<u>は既設を供用する。</u>	
	<u>(2) 代替冷却装置</u>	
	中央制御室換気系の冷凍機に対する原子炉補機冷却水の除熱量は,設	
	計上 1,528,182 kJ/h (365,000 kcal/h) であることから,同等以上の冷	
	却能力を有する装置を設置する。	
	(3) 設置場所	

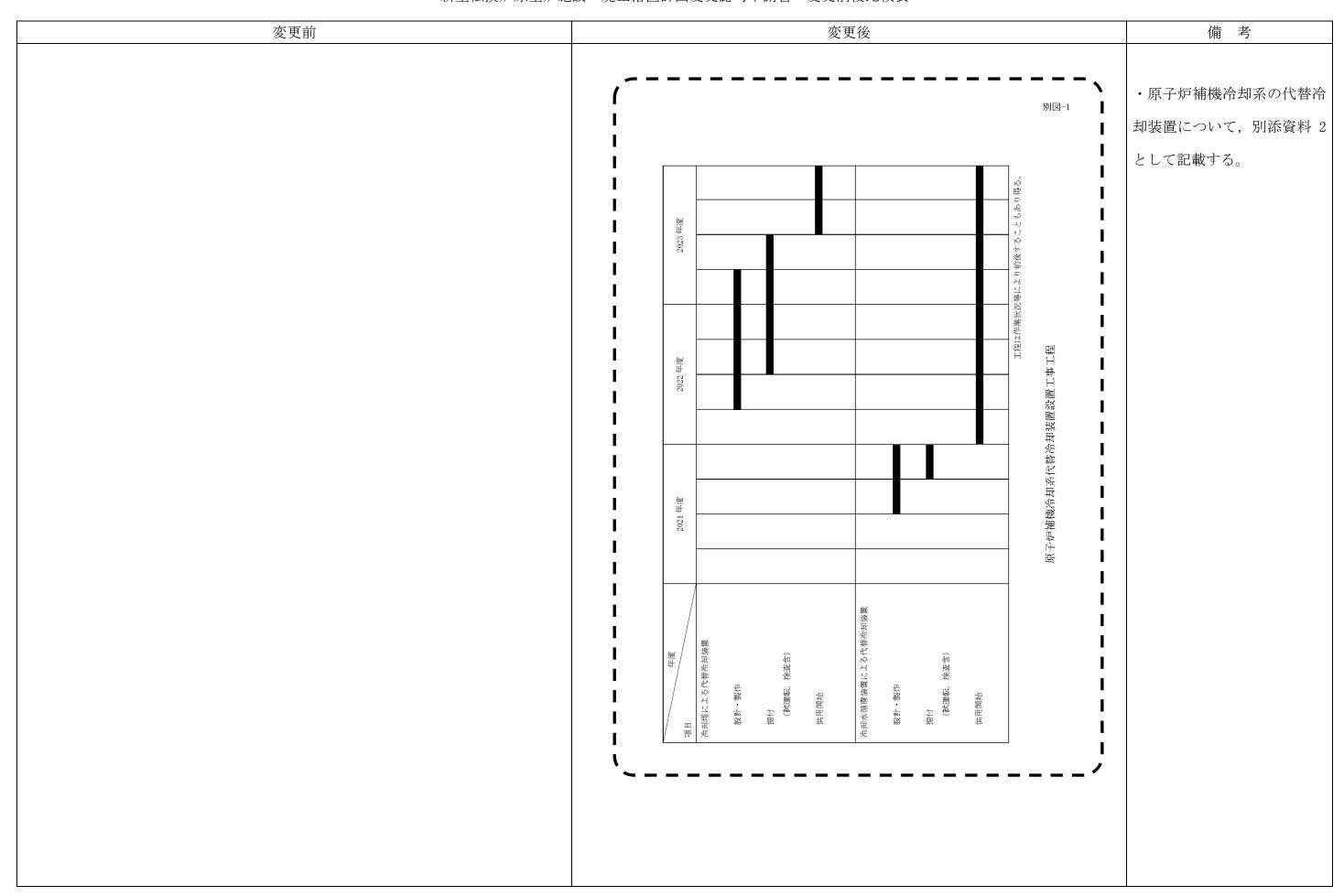
注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	2.2 冷却水循環装置による代替冷却装置	
	2.2.1 床ドレン収集ポンプ, 廃液収集ポンプ	・原子炉補機冷却系の代替冷
	(1) 系統構成	却装置について、別添資料 2
	床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプ用代替冷却装置は、冷凍機及	として記載する。
	び循環ポンプを内蔵した冷却水循環装置等により構成する。	
	床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプ用代替冷却装置概略系統図を	
	別図-4に示す。なお、床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプの冷却水	
	入口配管及び出口配管の一部については既設を供用する。	
	(2) 代替冷却装置	
	床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプのジャケットは、設計上35℃	
	以下の原子炉補機冷却水 1.1m³/h/個を通水することが要求されているこ	
	とから、同等以上の能力を有する装置を設置する。	
	(3) 設置場所	
	原子炉補助建屋内(廃棄物処理室地下1階)	
	2.2.2 プール水冷却浄化系循環ポンプ	
	(1) 系統構成	
	プール水冷却浄化系循環ポンプ用代替冷却装置は、冷凍機及び循環ポ	
	ンプを内蔵した冷却水循環装置等により構成する。	
	プール水冷却浄化系循環ポンプ用代替冷却装置概略系統図を別図-5に	
	示す。なお、プール水冷却浄化系循環ポンプの冷却水入口配管及び出口	
	配管の一部については既設を供用する。	
	(2) 代替冷却装置	
	プール水冷却浄化系循環ポンプの軸受は,設計上35℃以下の原子炉補	
	機冷却水 0.8m³/h/個を通水することが要求されていることから,同等以	

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

変更前	変更後	備考
	上の能力を有する装置を設置する。	
	(3) 設置場所	・原子炉補機冷却系の代替冷
	原子炉補助建屋内(原子炉補機室地下2階)	却装置について、別添資料 2
		として記載する。
		, ,,,,

注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。



注)変更後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まない。

